



2025年4月10日

各 位

会社名 株式会社 松風
代表者名 代表取締役社長 高見哲夫
(コード番号 7979 東証プライム)
間合せ先 総務部長 佐藤正典
(TEL 075-561-1914)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）
の非継続（廃止）について

当社は、2025年4月10日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第153回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を継続せず、廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、2007年6月26日開催の第135回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくため、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「株式会社の支配に関する基本方針」といいます。）」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、本対応方針につきましては、基本的内容を維持したまま、過去5回にわたって更新を行い、現在に至っておりますが、昨年5月1日に公表いたしました第五次中期経営計画においてお示した、市場と向き合うという経営の姿勢をより明確にするとともに、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見や買収への対応方針を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社取締役会として慎重に検討を重ねた結果、有効期間が満了する本株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の廃止後も引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に取り組んでまいりますが、株式を上場している以上、時価総額の多寡に関わらず様々な買収提案を受ける可能性はあるものと認識しております。そのうえで、経営努力を尽くすこととで企業価値を高め、それが時価総額に反映されるための取組みの重要性を改めて認識し、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を継続・充実させていきたいと考えております。併せて、当社株券等の大規模買付行為を行い又は行おうとする者に対しては、「企業買収における行動指針」（経済産業省・2023年8月31日）を踏まえた上で、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間及び情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じていくことといたします。

以上